



平成 18 年 8 月 28 日

各 位

上場会社名 グローリー工業株式会社
代表者 取締役社長 西野 秀人
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部、大証第一部
決算期 3月
問合せ先 広報室長 小西 隆之
T E L (079)297-3131

子会社の不適切な行為に関する再発防止策と処分について

この度、当社の 100%子会社でありますグローリー商事株式会社(以下「グローリー商事」)が、右翼政治団体と密接な関係をもつ人物(以下「A氏」)とA氏が代表を務める会社等との間に、過去において長年にわたり遊技関連機器の代理店契約を結び、また顧問契約を締結していたことに関しまして、当社ならびに当社グループ各社は、一連の不適切な行為を深く反省するとともに、多くの皆様にご不安とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

去る7月20日の新聞報道後、直ちに当社ならびに当社と利害関係を持たない社外の有識者を中心に構成する調査委員会を設置し、事実の調査確認を行うと同時に、再発防止策ならびに関係者の処分を検討してまいりました。

その結果、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。今後、当社ならびに当社グループ各社は総力を挙げて信頼回復に努めてまいります所存です。

記

1. 事実調査確認結果について

- (1) グローリー商事は、過去においてA氏との間に顧問契約(平成15年12月終了)およびA氏が代表を務める会社等との間にゲーム・パチンコ市場における取引契約(平成17年11月終了)を締結しておりました。
- (2) 取引契約内容は、グローリー商事にとっては未知の市場であることから、市場ノウハウ、情報提供さらには市場でのトラブルの未然防止を目的に締結したものであります。
- (3) 契約締結の経緯ならびに内容は、特別背任、贈収賄、利益供与等の明らかな法令違反および定款・取締役会規則等に反する事実は認められませんでした。
- (4) A氏は、右翼総会屋との関わりが疑われる人物であることが、平成17年10月の関係官庁の情報・指摘により明らかになっております。
- (5) A氏とA氏が代表を務める会社等に対して顧問料、事務所賃料、法人カードの利用料等の支払いを行っていたことは事実であり、顧問契約やこれに付随する契約に基づき支払った金額は約17年間で約6億6,000万円でした。

<内訳> 顧問料	約2億1,000万円
事務所賃料他	約2億9,000万円
法人カード利用料他	約1億6,000万円
- (6) A氏との契約の過程において、取締役会、監査役会におけるチェック機能が必ずしも十分ではありませんでした。
- (7) この度の不適切な行為は、過去の事実であるとは言え、マスコミにも大きく報道され、社会、従業員、関係取引先等に動揺を与え、グローリーグループ全体に大きなマイナスイメージをもたらせました。

以上から、企業倫理、経営者倫理に照らすと社会的責任は免れないものであります。

2. 当社ならびにグループ各社の再発防止方針

当社ならびに当社グループ各社は、この度の不適切な行為を厳粛に受け止め、より一層、法令の遵守はもちろんのこと社会的倫理規範を尊重し、透明、公正で適正な企業活動を推進するために、**「透明かつ緊張感のある経営を実現するため、反社会的勢力の経営介入を防ぎ、法令遵守を確保し、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化を推進します」**を方針として掲げ、下記の事項に取り組んでまいります。

(1) 当社のコーポレートガバナンス体制の見直し

- ・ 経営の管理監督責任を果たすために、取締役会、監査役会に関わる諸規程を総点検し、的確な意思決定と適正な監督・監視を実現する体制を確立します。
- ・ 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」に社外の有識者を加え、機能の充実に図ります。
- ・ 公益通報者保護法等に基づいた「相談窓口」を社外にも設けます。
- ・ 企業理念体系を見直し、企業行動指針を新たに掲げ、役員・従業員に対して、これらに基づいた教育を実施いたします。

(2) 合併に向けての取り組み

当社は、グローリー商事を本年10月1日に吸収合併する予定ですが、吸収合併までの間、グローリー商事では、次の再発防止策を重点的に取り組みます。吸収合併後は、再発防止策を盛り込んだ当社のコーポレートガバナンス体制のもと、再発防止に取り組めます。

- ・ コンプライアンスの観点から、取引先を選定する際の基準を見直し、取引先の再調査を行なってまいります。
- ・ 役員・従業員に対して、コンプライアンスに対する再教育を実施し、周知徹底を図ります。

(3) グループ各社に対するコーポレートガバナンス体制の強化

- ・ グループ各社に対する「統治ルール」を見直し、徹底いたします。
- ・ 当社の監査役、監査室、関係会社室が連携し、グループ各社に対する管理監督を強化してまいります。
- ・ グループ各社の役員・従業員に対する啓蒙活動の強化と各種規程遵守の徹底に一層努めてまいります。

3. 関係者処分について

(1) 代表取締役会長 尾上 壽男

9月より4ヶ月間にわたり報酬の30%を減額

(2) 代表取締役社長 西野 秀人

9月より4ヶ月間にわたり報酬の10%を減額

(3) 取締役執行役員副社長(現グローリー商事 代表取締役社長) 尾上 佳雄

9月より4ヶ月間にわたり報酬の30%を減額

(4) 取締役常務執行役員(現グローリー商事 常務取締役) 松田 公一

9月より2ヶ月間にわたり報酬の20%を減額

役職は、本年10月1日付のグローリー商事吸収合併後で記載しております。

4. 訴訟について

A氏およびA氏が代表を務める会社等に対するグローリー商事他から提訴中の売買代金請求訴訟ならびに、相手方から提訴中の損害賠償等の訴訟につきましては、現在係争中につき、公表を差し控えていただきます。

以 上